

30こ未第224号
平成30年7月19日

監査指導課長 様

長崎県こども未来課長
(公印省略)

保育所における定員を超えた受け入れの取扱いについて

保育所における定員を超えた受け入れに関する指導については、以下のとおりに取扱いしますので、よろしくお願いいたします。

なお、各市町に対しては、別紙(写)のとおり通知いたしましたので申し添えます。

記

従来より「保育所への入所の円滑化について」(平成10年2月13日児保第3号。以下「円滑化通知」という。)に基づき、定員を超えて児童を入所させている状況が連続する過去2年度間に亘って恒常的である場合に定員の見直しを行うこととされてきました。

一方で、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年8月23日 府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号。以下「留意事項通知」という。)においては、定員を恒常的に超過する場合の減算の調整を受ける施設として「直前の連続する5年度間、常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある施設」とされているところです。

この二つの通知の取扱いについて、厚生労働省に確認したところ、円滑化通知にある「定員」は利用定員と捉え、利用定員を超えて児童を受け入れている場合の指導は留意事項通知を踏まえ5年度間の経過をみて行えばよいとの見解でした。

以上のことから、今後の定員の弾力化の取扱いについては、5年度間の利用定員の超過状況により指導していくことといたしますので、監査における指導についても取扱いについてよろしくお願いいたします。(5年度間の起点は、確認の効力が発生する年度)

幼児教育・子育て支援班

(担当) 相場

TEL 095-895-2684

FAX 095-895-2554

yumiko-aiba@pref.nagasaki.lg.jp